

愛媛県日本拳法連盟 会員登録規程

第1条（目的）

本規程は、愛媛県日本拳法連盟規約第6条から第11条までの規定に基づき、愛媛県日本拳法連盟（以下「本連盟」という。）における会員及び加盟団体の登録、資格、休会、退会その他必要な事項を定めるものとする。

第2章 会員及び加盟団体

第2条（会員区分）

本連盟の会員区分は、次のとおりとする。

- (1) 加盟団体
- (2) 団体会員
- (3) 個人会員
- (4) 名誉会員
- (5) 賛助会員

第3条（加盟団体）

加盟団体とは、本連盟の目的に賛同し、継続的に日本拳法活動を行う団体であって、理事会の承認を受けた団体をいう。

2 加盟団体は、代表者、所在地、指導者その他必要事項を届け出なければならない。

3 加盟団体は、所属する団体会員の登録、更新その他必要な手続を取りまとめて行うものとする。

4 加盟団体は、本連盟の規約その他諸規程を遵守しなければならない。

第4条（団体会員）

団体会員とは、加盟団体を通じて登録された者をいう。

2 団体会員は、所属加盟団体及び本連盟の規約その他諸規程を遵守しなければならない。

第5条（個人会員）

個人会員とは、加盟団体を經由せず、本連盟へ直接登録した者その他理事会が特に必要と認めた者をいう。

2 個人会員は、本連盟に対し必要な登録情報を届け出なければならない。

3 加盟団体の代表者、理事以上の役員、昇段審議員並びに公認指導員及び公認審判員その他本連盟が認定する資格を有する者は、個人会員として登録しなければならない。

第6条（名誉会員及び賛助会員）

名誉会員及び賛助会員について必要な事項は、理事会において別に定める。

第3章 登録

第7条（登録手続）

加盟団体、団体会員及び個人会員として登録を受けようとする者は、所定の登録手続を行わなければならない。

2 未成年者の登録については、保護者の同意を必要とする。

3 加盟団体の登録は、理事会の承認をもって成立する。

4 団体会員及び個人会員の登録は、所定の登録手続及び登録費又は会費の納入を本連盟が確認した時点で完了する。

第8条（登録期間）

登録期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 年度途中の登録であっても、登録期間は当該年度末までとする。

第9条（登録更新）

会員及び加盟団体は、毎年度所定の期日までに登録更新を行わなければならない。

2 所定の期日までに更新手続を行わない場合は、登録を継続しないものとする。

第10条（登録事項の変更）

会員及び加盟団体は、登録事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出なければならない。

第4章 休会及び退会

第11条（休会）

団体会員及び個人会員は、やむを得ない事情がある場合は、所定の手続により休会することができる。

2 休会期間中の登録及び会費の取扱いについては、別に定める。

第12条（退会）

会員又は加盟団体は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第13条（資格停止）

本連盟は、会員又は加盟団体が会費未納その他相当の理由がある場合は、理事会の決議により一定期間資格を停止することができる。

2 資格停止中は、本連盟の事業への参加その他会員としての権利を制限することができる。

第14条（登録取消し）

本連盟は、会員又は加盟団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議により登録を取り消すことができる。

- (1) 本連盟の規約その他諸規程に違反したとき。
- (2) 本連盟の名誉又は信用を著しく傷つけたとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 会費その他の納入を著しく怠ったとき。
- (5) その他会員又は加盟団体として不相当と認められたとき。

附則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。